

## 2019 年社会保障の拡充を求める要望書の回答

### 1、だれもが安心して医療を受けられるために

#### 1、 社会保障としての国民健康保険を住民本位に運営してください。

##### (1) 高すぎる保険税を引下げて、所得に応じて払える保険税にしてください。

国保税が高すぎて納められないは実態があります。医療機関を利用できずに病気が悪化する事につながり、手遅れで亡くなる事態も起きています。滞納をふせぐためにも所得に応じて払える保険税水準に保険税率を見直す必要があると考えます。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

**【回答】** 前年度の医療給付費分の応能割と応益割は、低所得者に配慮した約 7 対 3 という状況でした。

今後につきましては、県の動向を注視し検討してまいります。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

**【回答】** 子どもの均等割負担の廃止につきましては、医療費全体の在り方を検討する中で、国において議論されるべきことと思われまますので、今後も埼玉県国保協議会を通じ国に要望してまいります。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

**【回答】** 一般会計からの法定外繰入金につきましては、県の示す標準保険税率に近づける様、平成30年度に国民健康保険の税率等の改正をいたしました。一般会計からの繰入が解消できたわけではありませんので、引き続き、法定外繰入を継続せざるえない状況です。

今後も、医療費の適正化や保険者支援制度に基づき、国保財政の健全化を図るとともに、保険税の急激な負担とならないよう、段階的に削減していく予定です。

##### (2) 国保税の減免(国保法 77 条)制度の拡充を行なってください。

この間の国保税の申請減免件数が増加してきましたが、昨年のアンケート結果では滞納世帯数が全県で 19 万 7 千世帯に対して申請減免実施は約 5 千世帯の実施であり約 2.5%です。減免制度を十分に機能させる事が重要であると考えます。

① 保険税申請減免の基準を生保基準 1.5 倍に設定するなど、制度を拡充してください。

**【回答】** 生活困窮世帯に対する生活保護基準の適用については、国の基準に沿って実施してまいります。

② 災害時の減免基準を拡充してください。

**【回答】** 災害時の減免基準の拡充の予定はありません。

##### (3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。

経済的理由により病気であるにも関わらず診療をためらい、手遅れになる事態を避けるようにすることは、住民のいのちを守る重要な課題であると考えます。

① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍に設定するなど、制度の拡充を行なってください。

**【回答】** 生活困窮世帯に対する生活保護基準の適用等については、国の基準に沿って実施してまいります。

② 申請減免の制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

**【回答】** 申請書の変更予定はありません。

#### **(4) 住民に寄り添った国保税の徴収を行なってください**

地域経済の低迷や税制改正の影響など中小企業や自営業者、農林業などの経営環境が悪化し、国保税などの納税が遅れる状況を引き起こしています。このような時に、滞納処分や保険証の取り上げは受療権を奪うことにつながります。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、生活を支援し、再び納税者になれることを住民は望んでいます。地域住民と行政の信頼関係を築く対応が重要と考えます。

① 滞納する生活困窮者に生活支援する部署と連携し、住民に寄り添った対応を行なってください。

**【回答】** 納税相談に来庁いただいた際に生活状況等を聴取し、必要であれば生活福祉課等で相談できる旨をお伝えしています。

② 滞納処分にあつては、差押え禁止のルールを守り、最低生活費は保障してください。

**【回答】** 市税の徴収、財産の差押えに当たっては、国税徴収法等の規定に基づき適切に執行しています。

#### **(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

2018 年のアンケートでは資格証明書が 1,000 世帯以上に発行され、保険証の窓口留置は 4,000 世帯以上もありました。保険税の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に保険証は交付しなければ、医療機関を利用できない住民が発生します。住民の健康権が侵害されることがあってはならないと考えます。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送すること。

**【回答】** 国民健康保険の維持、被保険者間の負担の公平を図るためにも資格証明書の交付については止むを得ないと考えております。

② 窓口留置は行なわないでください。

**【回答】** 滞納者との接触の機会を確保するため必要なものと考えております。

③ 資格証明書は発行しないでください。

**【回答】** 資格証明書については、医療の受診抑制を目的としたものではなく、滞納者との接触の機会を確保するための制度であり、長期にわたり保険税の納付がなく、納税相談等に応じていただけない人に交付しており、被保険者間の負担の公平を図るためにも必要なものと考えております。

なお、資格証明書を発行した後であっても、特別な事情により医療が必要な方については、短期被保険者証への切り替えを行っております。

#### **(6) 住民参加の国保運営を行なってください。**

国保運営協議会の委員を公募する自治体が増えています。国保運営は、一般財源からの繰入れを行うことから住民の理解は重要と考えます。住民全体を対象に、国保のしくみや現状が良く説明され、理解が得られるように運営していただきたいと考えます。

① 委員を公募制にしてください。

**【回答】** 他自治体の事例を参考に検討してまいります。

② 公聴会を開くなど市民の意見が十分反映するよう運営の改善に努力してください。

**【回答】** 他自治体の事例を参考に検討してまいります。

#### **(7) 保健予防事業を拡充してください。**

健康を阻害する要因は、自然環境の改善とともに、経済的格差や労働環境の改善など多くの要因があると考えます。健康づくりは住民とともに取り組むことが重要と考えます。

① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

**【回答】** 本市では、特定健康診査についての本人負担額はありません。

② 実施期間などの延長や健診項目の追加など制度を拡充してください。

**【回答】** 本市では、平成30年度より実施期間を12月末から3月末までと、3カ月延長しております。

また、診査内容の充実として、平成25年度より、血清クレアチニン及び血清尿酸の検査を追加しております。

③ 住民の健康づくり・保健予防活動の推進をはかるため、保健師を増員してください。

**【回答】** 業務量と定員管理の両面から慎重に検討し、その上で必要があれば増員してまいります。

④ 個人情報の管理に留意してください。

**【回答】** 個人情報の管理については、業務上必要なもの以外触れることができないようにし、保管場所に施錠を行う等の管理をしております。

## **2、後期高齢者の受療権を保障してください。**

ひとり暮らしの高齢者や低所得の高齢者が増えています。経済的理由などによりためらうことなく、受診につながる対応が重要と考えます。

(1) 滞納世帯であっても資格証明書、短期保険証は発行しないでください。

**【回答】** 資格証明書及び短期被保険者証の発行は最終的に広域連合が決定しますが、必要な医療を受ける機会が損なわれることのないよう、市では個別に納付相談を実施しています。

滞納被保険者と接触を図り、個々の事情を十分に把握したうえで、適切な対

応に努めていきます。

(2) 健康長寿事業を拡充してください。

**【回答】** 後期高齢者の長寿・健康増進を図る事業として、日高市及び埼玉県後期高齢者医療広域連合が連携して、健康診査と歯科健康診査を実施しています。

また、市の事業として人間ドック検査料の一部補助及び市が指定する保養所・海の家・山の家の利用料の一部補助を実施しています。

現在のところ、事業の拡充は予定しておりませんが、こうした事業は、被保険者の健康増進や医療費適正化の推進に繋がることから、現在の事業をより多くのかたに利用していただくため、リーフレット等を有効活用して周知を図るとともに、集団検診の実施など受診環境の整備を進めていきます。

(3) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

**【回答】** 当市では、後期高齢者の健康診査、ガン健診については1年度内1回無料で実施しています。

また、人間ドックは検査料の2分の1（限度額20,000円）の助成を行っています。

歯科健診については、埼玉県後期高齢者医療広域連合が、前年度に75歳になられた方を対象に無料で実施しています。

現在のところ助成額の変更等の予定はありませんが、被保険者の生活習慣病等の早期発見、重症化予防、健康の保持・増進に資するため、事業の継続に努めていきます。

## 2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 地域支援事業・介護予防事業の財政確保と体制は、自治体が主体者として責任を果たしてください。

(1) 必要な財政確保をおこなってください。

第7期介護保険事業が1年を経過し、地域支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業費は予想どおりに推移していますか。予想どおりとなっていない場合、その事業と内容、原因、対応を教えてください。また、地域支援事業の予算が予想を超えた場合でも必要なサービスは維持してください。

**【回答】** 第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画における地域支援事業費については、計画書にあるものが計画額となっており、詳細な利用者数は算定していません。

なお、予算は毎年決まるものですので、事業費については予算額の範囲内となります。

住民への周知につきましては、広報紙やホームページ等を活用して行っています。

(2) 地域支援事業・介護予防事業は、委託事業者に頼らず独自の体制をとってください。

地域支援事業・介護予防事業のA類型・B類型の担い手づくりが、それぞれどのような

におこなわれているか、その養成方法と規模、実際の担い手になっている人数と事業の数、今後の推移も教えてください。

**【回答】** 総合事業のサービスAの提供については、平成30年4月より指定事業者を担い手として開始しました。

サービスBについては、現状において担い手の養成やサービス提供について具体的な検討は行っていません。

## 2、 訪問・通所介護の総合事業は、現行相当サービスを確保するとともに、サービス提供事業所の確保と運営への支援を行なってください。

- (1) 総合事業においては専門家による支援体制を維持した現行相当サービスを確保し、利用者の機能が低下しないようにしてください。
- (2) 介護従事者の処遇を維持・改善し、事業者の経営を安定させるため、介護予防・生活支援サービスの単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障してください。

**【回答】** 本市では、平成28年3月から総合事業に移行し、介護予防支援相当の訪問及び通所サービスの提供を開始し、移行前と同内容のサービスを提供しているところですが、現時点で当該サービス提供量の不足等の問題は発生していないと認識しています。

なお、事業の移行に関しての苦情等も特にありませんでした。

## 3. 高齢者が在宅で暮らすための必要な支援をおこなってください。

- (1) **高齢者の自立支援・重度化防止がいられていますが、高齢者の身体機能向上に重点化した施策に特化しないでください。**

高齢者の身体機能向上は生活のためのひとつの要素となりますが、高齢者の在宅支援のための多方面からの支援策が必要です。自治体の高齢者の在宅支援の重点施策を教えてください。

**【回答】** 地域包括ケアシステムの実現に向け、認知症施策の推進、在宅医療・介護連携の推進、自立支援、介護予防・重度化防止への取組等のほか、地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進体制の充実を図っていくことが必要となっていますので、引き続き様々な施策を展開しながら適宜適切に対応していきます。

- (2) **認知症の方、認知症の方にかかわる方への支援を強化してください。**

認知症当事者への支援策として効果を発揮している自治体のとりくみを教えてください。また、認知症の方にかかわる方への支援策で好評なものを教えてください。

**【回答】** 認知症当事者への支援策として、認知症初期集中支援チームを設置し、認知症が疑われる人、又は認知症の人で医療や介護サービスに結びついていない方等に対し、支援を行っています。

また、認知症の方にかかわる方への支援に限ったことではございませんが、認知症カフェを実施しており、認知症の方やその家族など、どなたでも気軽に寄れるサロンとなっております。

- (3) **在宅生活を保障するための定期巡回24時間サービスの拡充をはかってください。**

定期巡回24時間サービス提供をおこなうにあたっての課題と、課題克服に必要なこ

とを教えてください。

**【回答】** 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスについては、平成29年度に市内に初めて1事業所開所しました。  
サービス開始からの利用状況を見ると、利用者がまだ少ない状況です。  
提供サービス内容の周知が必要と考えます。

#### 4、 介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障してください。

##### (1) 介護労働者の処遇改善について、独自の補助制度を設けるなど施策を講じてください。また、国に対して介護報酬加算ではなく、一般財源による国の責任で処遇改善を図るよう要請して下さい。

介護労働者の人手不足は、介護保険制度の運営の根幹にかかわる問題です。人材の確保と定着に向けた独自の処遇改善施策を行なってください。また、2019年4月より「働き方改革関連法」の施行にともなう労働時間上限規制や年休の計画取得などが実施されます。法令遵守の徹底と、事業主への法律施行にともなう具体的相談援助をおこなってください。

**【回答】** 介護労働者の定着支援については、当市独自の施策はありませんが、埼玉県で就労サポートや資格取得サポート等の事業を展開しており、市内の介護保険事業者に対し、周知しています。  
市単独での国への要請については限界がありますが、機会を捉え、状況を見ながら要請を行いたいと考えています。

##### (2) 介護職種の技能実習制度活用は、慎重に対応してください。介護分野での技能実習制度および特定技能実習制度の利用状況を把握してください。

技能実習制度は、先の臨時国会でも外国人労働者の「人権侵害」問題が取り上げられています。また人手不足現場の低賃金、長時間労働を改善しないまま、安く使える労働者を増やすものとして懸念されます。介護労働現場は、認知症の方への対応など専門的なアプローチが必要です。利用者にとっても不都合が起きかねない技能実習制度は、慎重に対応してください。

**【回答】** 介護職種の技能実習制度については、技能実習生の日本語能力、日本の生活に合わせたサービスの提供、緊急事態発生時の対応、サービス提供に関する適切な記録等の作成などの問題点もあります。  
団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けた介護労働者の人材確保の一助となりますが、当市において、介護を受ける高齢者、介護サービスを提供する事業者と技能実習制度がマッチングするのか十分に検討する必要があると考えます。

##### (3) 介護労働者へのハラスメント防止策の徹底をおこなってください。

介護労働現場におけるハラスメントは、使用者と労働者、利用者、利用者家族などで起こりえます。ハラスメント防止策としておこなっていることを教えてください。

**【回答】** 高齢者虐待に関しては、以前から事業所への実地指導などにより取り組んでいます。  
使用者と労働者、利用者、利用者家族などによる介護労働現場におけるハラスメントは起こりうると考えます。

厚生労働省から「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」に関する情報提供があったことから、事業所への集団指導や実地指導、運営推進会議などを通じて、周知、指導を行っていきます。

## 5、 特別養護老人ホームなどの増設と、制度改善をおこなってください。

### (1) 特別養護老人ホームなどを増設してください。

特別養護老人ホームの待機者が多数いること、高齢者人口が増える状況からも、引き続き特別養護老人ホームや小規模多機能施設等福祉系サービスを増やしてください。

【回答】 特別養護老人ホームについては、平成26年度に20床増設しました。

第7期事業計画中の令和2年度までは増設を考えていませんが、今後の状況を見ながら検討します。

小規模多機能型居宅介護事業所については、第7期事業計画中に1か所整備できるよう取り組んでいます。

### (2) 低所得者でも入所できるよう国に要望してください。

特別養護老人ホームなどの利用に頼らざるを得ない高齢者が、財政的困難を理由として施設利用を断念することのないよう、低所得者でも入所できるような制度運用を国に要望してください。

【回答】 特別養護老人ホームを利用する所得の低い方に対しては、所得に応じた自己負担の上限額が設けられ、上限額を超えた分については特定入所者介護サービス費として給付されるなどの軽減制度があります。

また、特別養護老人ホームに入所されている方の中には、生活保護を受給されている方もおります。

これらの現行制度を十分活用していきたいと考えています。

市単独での国への要請については限界がありますが、機会を捉え、状況を見ながら要請を行いたいと考えています。

### (3) 要介護1・2の方で入所拒否が起らないよう、厚労省通知を徹底してください。

平成29年3月29日厚労省老健局高齢者支援課長通知のとおり、要介護1・2の方の特養入所判断において、入所希望者の要望や生活事情等に寄り添い、施設側が独断で拒否しないよう行政の責任で徹底を図ってください。

【回答】 入所条件の原則、要介護3以上は、制度改正による全国一律のものです。重い認知症など在宅生活が極めて困難な場合は、要介護1、2であっても入所できる場合もあり、一律ということではありません。

平成29年3月29日厚労省老健局高齢者支援課長通知は、施設においても周知されています。

## 6、 新たな保険者機能強化推進交付金は、利用者本位に対応してください。

### (1) 2018年度の保険者機能強化推進交付金の金額と用途を教えてください。

【回答】 2018年度の保険者機能強化推進交付金は8,274千円。介護予防事業や地域包括支援センターに関する事業へ充当します。

### (2) 2019年度の保険者機能強化推進交付金の見込額と用途を教えてください。

**【回答】** 2019年度の保険者機能強化推進交付金の金額は、現段階では不明です。使途については、前年度と同事業に充当する予定です。

(3) この交付金は、要介護認定率の変化など加点につながる評価指標がありますが、機械的な対応はしないでください。

**【回答】** この交付金は、少子高齢化という状況の中で、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援したり、介護予防や要介護状態等の軽減、悪化を防止したりするための取組に対するものです。

評価指標は取組に対する指標であり、取組自体は介護保険法の目的に沿い、保健医療の向上や高齢者福祉の増進を図るものと解しています。

## 7、 介護保険料を引き下げてください。

### (1) 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

介護保険料改定のたびにほぼ引き上げられている介護保険料を、一般会計からの繰入などにより引き下げてください。

**【回答】** 第7期事業計画において、必要な介護保険サービス量を見込むとともに、計画に基づく試算により必要な財源措置を講じ、保険料を設定しました。

保険料の設定では、介護給付費準備基金を取り崩し、財源の一部に充て、介護保険料の上昇を抑えました。

今後、高齢者数の増加、特に、後期高齢者数の増加が見込まれ、介護サービスの見込量も増加が見込まれているため、次期計画においても、介護給付費準備基金を取り崩し、財源の一部に充て、介護保険料の上昇を抑えるよう検討します。

### (2) 低所得者への独自の保険料軽減を拡充してください。

統計不正問題で明らかなように、労働者、国民の所得が増えていません。低所得者が増大しており、保険料が引き上がる中では、独自の保険料軽減が必要です。非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。

**【回答】** 介護保険条例に規定する災害等による減免以外の市独自の減免は、行っていません。

第7期介護保険事業計画においては、所得の低い方への配慮として、引き続き、個別の事情に応じ、保険料の納付相談等を行っていくこととしています。

### (3) 介護保険料の滞納者への制裁措置は行なわないでください。

所得が増えないなかでの、滞納制裁は滞納の抜本的解決にはなりません。制裁ではなく納付の相談を保険料軽減含め対応してください。

**【回答】** 所得の低い方への配慮として、個別の事情に応じ、保険料の納付相談等を行っています。

しかしながら、介護保険制度の説明を行っても制度へのご理解が得られない方などについては、保険料を納付されている方との公平性から、やむを得ず、介護保険法の規定に則り、保険給付の制限を行わざるを得ません。

第7期介護保険事業計画においては、所得の低い方への配慮として、引き続き、個別の事情に応じ、保険料の納付相談等を行っていきとじています。

#### **(4) 第7期介護保険事業計画の進捗状況を教えてください。**

第7期保険事業計画で重視する点と、計画の進捗を教えてください。被保険者数が増加しているなかでも、給付総額が減少している自治体では、どのようなとりくみをおこなっているか教えてください。

**【回答】** 第7期事業計画については、地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組など行っています。

当市においては、高齢者人口の増加に伴い、要介護・要支援認定者も増加し、給付費も増加しています。

このような状況の中、地域ケア会議や住民主体の介護予防教室の普及、その活動を支援するボランティアの育成など自立支援、介護予防・重度化防止に向けた事業を実施している状況です。

#### **8、 利用料の減免制度の拡充を行ってください。**

「保険あって介護なし」と言われる状況がひろがっています。利用したくても利用料負担が重くのしかかっています。利用しやすい減免制度と低所得の方へのきめ細やかな対応のできる減免制度としてください。

**【回答】** 利用料について市独自の減免は行っていませんが、介護保険制度では「特定入所者介護サービス費」、「高額介護サービス費」などの制度があります。

これらの現行制度を十分活用していきたいと考えています。

#### **9、 高齢者の尊厳を尊重する支援をひろげ、虐待防止策の充実を図ってください。**

包括支援センターなど、高齢者虐待の相談件数と深刻な相談への対応を教えてください。虐待防止として有効な方策を教えてください。

**【回答】** 平成30年度の虐待対応件数は、虐待疑いに対する対応も含めて16件でした。

対応はその事例に合わせて様々ですが、訪問や介護サービスの調整、施設入所などの対応を行っています。

虐待防止については、日高市要援護高齢者等支援ネットワークにて高齢者等の虐待の防止及び早期発見、消費者被害の防止などのための地域での見守り活動や、関係機関への虐待に関する研修会を行っています。

### **3. 障害者の人権とくらしを守る**

#### **1、 障害者地域生活支援拠点事業について、安定した予算措置をしてください。**

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップアップが必要です。

(1) 進捗状況を教えてください。

**【回答】** 現在当市では第5期日高市障がい者計画・障がい福祉計画に沿い、地域のそれぞれの機関が機能を分担して担う「面的な体制」の整備を行っており、現時点では、相談支援体制については整備が完了しております。

今後は相談支援体制以外の面について、障がい者地域総合支援協議会及び関係機関との協議の中で体制整備を進めてまいります。

(2) 民間任せではなく、行政として体制整備、基盤整備の予算化を進めてください。

【回答】 「面的な体制」の整備としては、できるだけ既存の社会資源の活用が望ましいことと考えており、今後、協議会等の意見も参考に必要時に必要な対応ができるように取り組んでまいります。

(3) 入所の機能を持った施設を拠点とし、地域で安心して暮らせるようにしてください。

【回答】 現在、国の基本指針により施設入所者の地域移行への取り組みを推進するよう求められていることから、現時点では、新たな入所機能を持った拠点整備ではなく、入所支援については、広域での拠点整備として検討しております。

(4) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】 当市では現在、障がい者計画及び障がい福祉計画の策定時においても当事者アンケート等を実施し、また、当事者及び当事者家族が障がい者地域総合支援協議会の委員にもなり、事業に関して意見や見解を述べるなど、声を反映した運営を行っております。

#### <参考>

##### 障害者地域生活支援拠点事業の地域での取り組みについて（国の方針）

各地域の抱える課題に応じて、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応・専門性、地域の体制づくり）を地域に整備していく。

必要な居住支援の機能の整備について、協議会等の議論を踏まえ、障害福祉計画に推進する。平成 29 年度末までに各市町村は各圏域に少なくとも 1 つを整備することを基本とする。

① 「多機能拠点」を整備する方法【多機能拠点整備型】

○GH 併設型

○単独型

② 面的に機能を整備する方法【面的整備型】

③ 障害者支援施設の活用 等

## 2、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

(1) 障害者支援施設だけでなく、グループホームへの入所希望者も把握してください。

(2) それにともなって、具体的な整備計画をつくってください。

【回答】 第 6 期障がい者計画・障がい福祉計画/障がい児福祉計画の策定に向け、実態把握等を含め、検討を行ってまいりたいと考えております。

(3) 点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができ

るように、行政としての体制を整えてください。

**【回答】** 日ごろから地域包括支援センター、障がい者相談支援センター、計画相談支援事業者と市ケースワーカーで連携しておりますので、実態把握や相談・支援体制はできていると考えておりますが、今後も連携体制を強化していきたいと考えております。

### 3、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させる必要があります。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

**【回答】** 埼玉県では、高齢化が急速に進行する中、制度を今後も安定的かつ継続的に実施するとともに、応能負担により対象者を真に経済的な給付を必要とする低所得者に限定し、負担の公平性を図る必要があることから、対象者の見直しを実施してきました。

当市においても、対象者は県の対象範囲に合わせていることから、制度の見直しについては県及び近隣市町の動向等を踏まえ、総合的観点から慎重に検討してまいります。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

**【回答】** 当市においては、主に飯能地区医師会管内において現物給付方式を実施していますが、さらなる広域化は、医療機関の利用状況や近隣市町村の状況を踏まえて、今後も研究を継続していきます。

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。

**【回答】** 市では、精神障がい者の重度心身障がい者医療の助成対象は、県の補助金交付要綱のとおり、精神障がい者福祉手帳1級所持者としています。

対象範囲の拡大につきましては、今後の県の動向を注視してまいります。

### 4、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 県単事業の障害者生活サポート事業を未実施市町村は実施してください。

- (2) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

**【回答】** 当市では埼玉県の基準どおりに事業を行っておりますが、現時点で利用時間に関する拡充については考えておりません。

- (3) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

**【回答】** 現時点で、市による利用料補助の上乗せ等については考えておりませんが、他市町の状況等の把握は行っていきたいと考えております。

- (4) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

**【回答】** 補助の増額等に関しては、機会を捉えて県に要望してまいりたいと考えております。

## 5、 福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

- (1) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。
- (2) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

**【回答】** 現在のところ、市では、利用対象者を拡大することは考えておりません。

なお、福祉タクシー制度、自動車燃料費補助制度とも、年齢、介護者有無等による制限はありません。また、所得制限も実施しておりません。

## 6、 災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 災害時要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。

**【回答】** 当市では、災害時に支援が必要で自ら名簿の登録を希望する人については、随時危機管理課の窓口で受け付けております。

- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

**【回答】** 現在、社会福祉施設等と災害協定を締結し、市内には4箇所の福祉避難所があります。

災害時には、福祉避難所の開設の時期や避難行動要支援者の避難誘導等、要支援者の支援にはさまざまな課題があります。

今後は、社会福祉施設等と連携を強化し、円滑に福祉避難所が運営できるように検討してまいりたいと思います。

- (3) 避難所以外でも、避難生活している人に、救援物資が届くようにしてください。

**【回答】** 当市では、在宅避難している市民や、止むを得ず車中に避難している市民に対して、食料や救援物資の配給や情報提供等、避難所滞在者に準じた支援を行うこととしております。

また、在宅避難者に対しての支援内容を防災行政無線や広報車を用いて周知するとともに、自主防災組織等の協力を得て、在宅避難者の把握に努めるようにしております。

- (4) 災害時、民間団体の訪問を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

**【回答】** 災害対策基本法第49条の11第3項で「市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる」

と定められていますので、法に基づき必要な民間団体等の支援者に対して名簿を提供することができます。

#### 4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

##### 【保育】

#### 1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

##### (1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れな待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

【回答】 待機児童の状況ですが、平成31年4月1日現在で、国の待機児童の基準に従いますと0人が当市の待機児童数になります。

ただし、希望保育所以外の選択を希望しないなどの児童（潜在的待機児童）としましては、16人が保留した児童として計上されております。

これらの児童を含めて、入所の利用調整の際には継続して入所状況の確認を毎月実施していきます。

② 既存保育所の定員の弾力化（受け入れ児童の増員）を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

##### 【回答】

年齢	A保育園（民間保育園）		B保育園（民間保育園）		C保育園（民間保育園）	
	定員	入所児童数	定員	入所児童数	定員	入所児童数
0歳児	6人	5人	7人	5人	6人	9人
1歳児	9人	18人	15人	16人	14人	18人
2歳児	15人	24人	18人	19人	20人	17人
3歳児	30人	22人	20人	27人	20人	17人
4歳児	30人	28人	30人	27人	—	—
5歳児	30人	27人	30人	33人	—	—
合計	120人	124人	120人	127人	60人	61人

##### (2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】 当市での待機児童の状況ですが、平成31年4月1日現在で0人を維持しているところです。

また、市内の認可保育所の状況ですが、公立保育所3ヶ所、民間保育園で6ヶ所の合計9ヶ所です。

こちらの施設以外に地域型保育施設で、事業所内保育事業所、小規模保育事業所、家庭的保育事業所がそれぞれ1ヶ所ずつ開設しています。

更に認定こども園が平成30年4月より開設され児童の受け入れ体制が拡充されました。

今後とも、児童の入所希望状況を見極め児童の受け入れ提供体制を整えてまいります。

- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】 育成支援が必要な児童の受け入れを行う施設に対し、補助金を交付するなど国や県と協力しながら対応してまいります。

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】 認可外保育施設の認可保育所への移行に対して、施設側と十分に協議し、その計画や規模など内容を見極め対応してまいりたいと考えます。

## 2、 待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】 保育士の処遇改善のために使われる民間保育園への委託料予算を確保し、国の基準によるものですが、給与水準の向上や保育士の継続雇用に繋がるように配慮しています。

## 3、 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である 0 歳～2 歳児の世帯は消費税だけのしかかることとなります。また、「無償化」により 3 歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され実費徴収化されます。

- (1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】 これまでの保育料と比較し、子育て世帯の経済的な負担が増えることが無いよう、低所得者や多子世帯の保護者に対し副食費についても無償化となるように国においても検討しており、当市としましても情報収集に努め、対応を近隣市町とも意見交換しながら準備を進めているところでございます。

## 4、 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければならない、そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5 年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

- (1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】 保育士の質に格差が生じることの無いように、研修情報の案内や施設に対する指導監査を県と同行しながら実施してまいります。

- (2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

**【回答】** 各施設における保育の提供に関しては、保育の提供をしていく事業者が「利用者の需要を踏まえたサービスを自主的に提供する。」という原則に従い、それぞれの施設で様々な特色で提供されるものと考えております。

このため、保護者が各施設に関する情報を得て、保育の利用を選択できることにより事業者側からの利用者立場に立った良質且つ多様なサービスの提供に繋げられるよう、施設の理念や特徴などの公表に努め、事業者への必要な支援を実施していきたいと考えます。

### **【学童】**

#### **5、 学童保育を増設してください。**

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1 支援の単位 40 人以下」「児童 1 人当たり 1.65 m<sup>2</sup>以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

**【回答】** 当市では、昨年に引き続き、平成31年4月1日現在で待機児童はおりません。今後も待機児童を出さぬように必要な措置を実施してまいりたいと考えます。平成30年度中も施設を拡充するなど、児童の適正な環境の維持に努めてまいりました。今後とも施設の入所希望状況を見極め、て適正な保育環境の維持に努めてまいります。

#### **6、 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。**

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で 37 市町（63 市町村中 59%）、「キャリアアップ事業」で 23 市町（同 37%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

**【回答】** 当市でも、「放課後児童支援員等処遇改善等事業」を利用して学童保育室の運営支援を実施します。また、「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」につきましては、今後にも財政当局と調整を持ちながら予算化に向け検討して参りたいと考えます。

#### **7、 政府に対して、自らが定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」について、規制緩和を行うことのないように働きかけてください。**

**【回答】** 当市では、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」は、省令に準じ適用しているところではございます。支援員の基礎資格等に係る改正がございましたが、当市としましても児童が安心して過ごせる環境を構築できる人物か適正に見極めて参りたいと考えます。児童の健全な育成が妨げられるようなことがないように、今後とも保育環境の維持に努めてまいります。

### **【子ども医療費助成】**

#### **8、 子ども医療費助成制度の対象を「18 歳年度末」まで拡大してください。**

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであると考えます。また、埼玉県

も制度を拡充し、当面は中学3年まで助成すべきであると考えています。

- (1) 子ども医療費の無料化を「18歳年度末」まで拡充している場合は、引きつづき継続してください。まだ行なっていない場合は、実施を検討して下さい。

**【回答】** 子ども医療費の助成対象は、平成25年4月から中学3年生にまで拡大しておりますが、小学校就学年齢以降の助成費用は全て市の負担となります。

18歳まで拡大することにつきましては、子育て支援の有効な手立てのひとつであるとは考えますが、当市も厳しい財政状況であり、限られた財源であることから、拡大に係る費用を市単独費のみで賄うことは難しい状況です。

今後の国や県の動向を踏まえた上で、近隣市との均衡や他の子育て支援施策との優先順位も考慮しながら、慎重に検討したいと考えております。

- (2) 国や県への要請を行なってください。

**【回答】** 機会あるごとに県の補助制度に対して、所得制限や自己負担制度の撤廃と対象年齢の拡大を要望するとともに、国に対しては、子ども医療費に対する補助制度の創設を要望しております。

今後も引き続き要望を継続して行ってまいります。

## 5. 住民の最低生活を保障するために

### 1. 生活保護の「しおり」をカウンター上などに置いて、住民の皆さんが自由に手に取れるようにしてください。

- (1) 「しおり」には、①憲法第25条、生活保護法の法的根拠が記載され憲法上の権利を明確に明記すること、②保障されるのは「健康で文化的な生活」であること、③利用者の義務だけでなく、権利を明記していること、④保護決定は原則14日以内、長くとも30日以内であること、⑤扶養義務は保護の要件でないこと、⑥保護の基準額、加算など具体例で明示すること、などを明記してください。

**【回答】** 生活福祉課の窓口の前に設置されている、パンフレットラックに、誰でも手に取れるよう、常に数部おいております。

なお、要望にありました、①憲法第25条の条文の記載による権利の明記、②保障されるのは「健康で文化的な生活」であること、③利用者の権利の明記、④保護決定は原則14日、最長でも30日以内である期間の明記、⑤扶養義務が保護の要件でないこと、につきましては、しおりに明記しております。

⑥の保護の基準額、加算などにつきましては、相談者ごとに条件が異なることや、計算方法が複雑であることから具体的な明示は難しく、相談者からの聞き取りにより、親切丁寧に回答する方法が一番より良い方法であることから、しおりへの明記は控えています。

- (2) 制度が知られていないために誤解や偏見が生じ、生活に困窮した場合でも、生活保護制度に行きつかない、必要な他の法令や施策を利用できない事態も生じています。生活保護制度への正しい理解で、必要な人の制度利用が進められるようにしてください。

**【回答】** 相談者に誤解や偏見が生じないように、相談者の聞き取りを行い、懇切丁寧に

「しおり」に沿って制度説明を行っています。

また、他の法令や施策の利用の可能性がある場合は、関係機関と連携し繋がるよう心がけています。

## 2、生活保護の申請者に対しては、直ちに申請書を交付し、受理してください。申請拒否と疑われることのない対応をしてください。

「家族・親族に相談してから」「求職活動をやってから」「家や車を処分してから」など、水際作戦と疑われる対応がいまだに行われているところがあります。制度の説明後には、直ちに申請の意思を確認し、申請書の交付、受理をしてください。指導、調査等は、申請受理後に行ってください。

**【回答】** 本市では、生活保護の相談があれば、しおりを用いて、詳細に制度の説明を行ったあと、申請意思の確認を必ず行い、申請書の交付、受理をしております。

また、書類が整わないこと、自動車の保有や借金があることなどを理由とした申請を拒否するような対応は一切しておりません。

調査等につきましても、申請受理後に実施しております。

## 3、保護利用者に交付される「生活保護決定・変更通知書」は、誰が見てもわかりやすい書式にしてください。

現在保護利用者に交付されている「保護決定・変更通知書」には支給額のみ印字であり、扶助費の明細、計算方法などが全く分からず、過誤払いや過少払いが多発する原因ともなっています。2019年10月からの保護基準改定により、計算がより複雑になり、現業職員は説明を求められても明確な回答ができない状態です。こうしたことをなくすために、「保護決定・変更通知書」は扶助費の明細、計算方法などを明記しわかりやすい書式に変えてください。

**【回答】** 本市では、支給額の決定や、利用者への不利益処分（保護費の減額等）については、その理由、金額の詳細についてわかりやすく通知するよう心がけています。

しかしながら、複雑な計算方法を明記する事は、より利用者を混乱させることになりかねないため、難しいと考えています。

ただし、決定通知を送付するだけでなく、ケースワーカーから利用者に対し、支給額や減額等について、保護費を計画的に利用してもらう為にも、常にわかりやすく説明をしているところです。

## 4、ケースワーカーを増員するとともに、専門職としての研修を充実させ、親切・丁寧な対応ができるようにしてください。

毎年の資産調査や要保護世帯の状況の複雑化によって現業職員の負担が増えています。そのなかで未だに国が示す標準数に達していない福祉事務所が多くあります。また、研修が不十分なために、申請者や保護利用者に適切なアドバイス等が行われなことが往々に見受けられます。制度を習得するとともにケースワーク業務に誇りがもてるようにしていただきたいと考えています。このような事から、ケースワーカーの増員を行なってください。

**【回答】** 平成31年3月末時点で、419世帯に対し、5人のケースワーカーを配置しており、国の示す標準数を確保しております。

研修については、関係機関の実施する研修に参加しており、新任職員研修、現任研修会、面接相談研修会及び事例検討研修会に参加しております。

また、ベテラン職員も配置しており、要保護者、被保護者に親切に対応していくことを心掛けております。

**5、 埼玉県の外援護である修学旅行準備金、制服買替費用の支給に漏れがないようにしてください。**

法外援護の支給を知らずに、修学旅行の積立ができず修学旅行を断念する事態が起こらないように、対象世帯には文書で「お知らせ」を届け、説明を徹底してください。

**【回答】** 就学旅行の準備金については、対象者に説明し、もれの無い様に行っています。

**6、 自宅にエアコン等のない 65 歳以上高齢者のみ世帯、障害・傷病世帯、要介護度 4 以上の方のいる世帯、就学前の子どものいる世帯等の「熱中症弱者」に、エアコン等冷房機器購入費の助成制度を創設するよう、国や県に要請して下さい。**

近年地球温暖化によるともいわれる酷暑が列島を覆い、昨年 7 月には熊谷市で 41・1 度という、人の生存をも脅かしかねない高温を記録しました。同月に熱中症で救急搬送された人は全国で 54,220 人、埼玉県内は 3,316 人と全国 4 番目の多さですが、死亡した人は 12 人と全国最多となりました。今後も酷暑が予想される中で、低所得のためにエアコンなどを購入できない、また保有してはいるが電気代が心配で使えないと言った市民・町民の皆さんの命を守るために、助成制度の創設を国や県に要請してください。

**【回答】** 昨年度の夏より、保護開始時にエアコン等が無い世帯に対しては、購入費用を支給できるようになっています。

また、すでに保護を開始している世帯や、買い替えをする世帯については、保護費のやりくりによる預貯金により購入するよる説明を行うか、場合によっては、社会福祉協議会の貸付利用を行う購入方法を説明することとなっています。

なお、貸付により得た金銭については収入認定除外とします。

**7、 地域の生活困窮者の状況を把握し、積極的な施策を行なってください。**

行政の各部署が連携して生活困窮者に対応できるよう、生活困窮者自立支援法を適切に利用して、生活保護が利用できる人を除外する事のないようにしてください。

**【回答】** 生活困窮者自立支援法に基づく、日高市自立相談支援センターが、相談事業をPRし、生活困窮者の実態把握に努めるとともに、生活保護の利用可能者への福祉事務所への相談に繋げています。

また、各部署、高齢者については、地域包括支援センターからの相談や、子育て世帯については、子育て応援課からの相談や、場合によっては、水道の使用が停止している世帯について、水道課から連絡をもらい、日高市自立相談支援センター等と連携し、実態把握する場合があります。